

整備インフォメーション

Vol. 92

プロペラシャフトの確実な定期点検の実施のお願い

日野自動車株式会社

プロペラシャフトは適切な定期点検や給脂が行われなかった場合、ガタの発生やプロペラシャフトが脱落し路上故障や重大な故障の原因となる場合があります。安全に運行していただくため、確実な定期点検整備の実施をお願い致します。

■対象車両

トラック・バス全車

■プロペラシャフト 各部のメンテナンス不足による損傷状況

◆ユニバーサルジョイント部

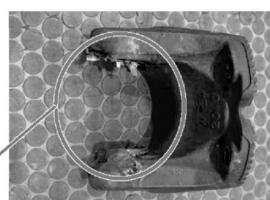
《ジョイント部の摺動不良による損傷》



損傷箇所

◆スラインヨーク部

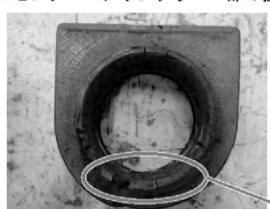
《スライン部の異常摩耗》



異常摩耗

◆センターベアリング部

《センターベアリングラバー部の損傷》



亀裂

《センターベアリンググリスの劣化》



グリスの乳化

次頁のメンテナンス時期を参照し、正しいメンテナンスの実施をお願いします。

下記メンテナンス時期を参考に、車両に合った時期で定期的にメンテナンスを行ってください。

車型	ユニバーサルジョイント部(※)		スラインヨーク部(※)		センターベアリング部		
	給脂時期	ガタ点検	給脂時期	ガタ点検	給脂時期	ガタ点検	目視点検
小型トラック	4,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	4,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	4,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	12月ごと
中型トラック	4,000kmごと	12月ごと	4,000kmごと	12月ごと	4,000kmごと	12月ごと	12月ごと
大型トラック	5,000kmごと	12月ごと	5,000kmごと	12月ごと	5,000kmごと	12月ごと	12月ごと
小型バス	4,000kmごと	12月ごと	4,000kmごと	12月ごと	未搭載		
中型バス (レインボーⅡ)	5,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	5,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	未搭載		
中型バス (上記車種以外)	4,000kmごと	12月ごと	4,000kmごと	12月ごと	4,000kmごと	12月ごと	12月ごと
大型観光バス	5,000kmごと	12月ごと	5,000kmごと	12月ごと	未搭載		
大型路線バス	5,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	5,000kmごと または 1月ごと	12月ごと	未搭載		

※ 後軸間プロペラシャフト搭載車は前側プロペラシャフトと併せ忘れずに点検整備を実施してください。

■給脂箇所及び給脂方法について

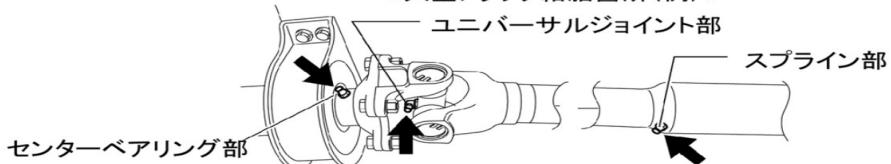
各ニップル部にリチューム系ペアリンググリースを使用し、給脂してください。

※グリース種類…日野純正ブルーリボンペアリンググリース

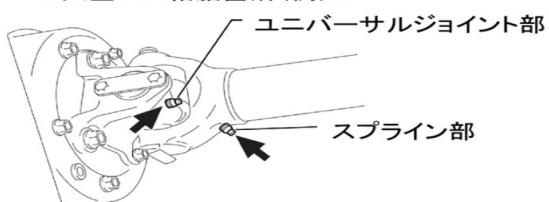
注意

- ・給脂はグリースニップル及び塗布部位の泥やほこりを取ってから行ってください。
- ・給脂は古いグリスが全て排出されるまで行ってください。
(ユニバーサルジョイント部においては、軸部4箇所から古いグリスが排出された事を確認してください)
- ・給脂後あふれ出たグリースは必ず拭き取ってください。

«大型トラック給脂箇所(例)»



«大型バス給脂箇所(例)»



生産時期や車型により給脂箇所・給脂方法が異なる場合があります。

各車両の詳細については、車両に搭載されている取扱説明書をご確認ください。

■点検方法について

各点検箇所を、ガタ点検または目視点検にて異常が無いか確認してください。

点検箇所	点検方法	点検部位詳細
センター ベアリング部	ガタ 点検	
	目視 点検	
スライン ヨーク部	ガタ 点検	
ユニバーサル ジョイント部	ガタ 点検	

「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

12月10日（月）から平成30年1月10日（木）までの間、平成30年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局長より通達がありました。標記運動へのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

平成30年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）

山梨運輸支局

○実施時期

平成30年12月10日（月）～平成31年1月10日（木）

○重点点検事項及び点検項目

（1）飲酒運転や薬物運転等を行わないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転防止に対する指導・啓発運動を実施しているか。
- ② 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
- ③ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

（2）車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

- ① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか（※）。また、自動車の点検整備等に関する社内規定の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。
（※）については、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。
- ② 車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について運行前点検で確認をしているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。（車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る）
- ③ スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状況、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。（車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る）

（3）死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況

- ① 夕暮れ時の早めの前照灯点灯及び夜間のハイビームの活用を指導しているか。
- ② 右左折時において、周囲の交通状況を十分確認するよう指導しているか。特にトラックにおいて、助手席の荷物や不適切な架装・改造、後写鏡の状態等により死角を大きくするがないよう、指導しているか。

（4）新型インフルエンザ等対策の実施状況

- ① ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
- ② 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

○実施事項

- (1) 整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導すること。
また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの使用の徹底を図ること。
- (2) リボンの着用、垂れ幕等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

「年末の交通事故防止県民運動」について

これから迎える年末は、交通渋滞が起こりやすく、また、日暮が早くなつて気持ちが気ぜわしくなる等、諸々の要因から交通事故の多発が懸念されます。

このため、本年も12月の1ヶ月間「年末の交通事故防止県民運動」を実施します。
当運動を十分ご理解の上、「重点目標」に沿つてご協力頂きますよう、よろしくお願ひします。

平成30年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要領（抜粋）

○目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合つて交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

○期間

12月1日（土）～12月31日（月）までの31日間

○主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

○交通安全スローガン

乗せるのは 君の宝(かぞく)と その未来(あした)

○運動の重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 3 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.83

【内容】ラジエターホース交換後にラジエターから水漏れ発生

- ・車名：輸入車
- ・登録年月：平成13年
- ・走行距離：140,000km
- ・相談日 平成30年3月22日

3月5日、一見女性客が「ラジエターホースの水漏れ」を訴え、入庫した。ユーザーが待っている状況でラジエターホースとクーラントを交換したので試乗もせず車を渡したところ、しばらくして「水温計が上がる」という電話が入った。

引き返して來たのでサーモスタッフを交換した。

これらの作業自体は難しいものではないが、走行距離や車の状態（クーラントの変色や内部錆等）が酷かったので、「今回の修理で他の部分に影響（トラブル）が出る可能性（何が出るかわからない）があること」を示唆し、その時の会話内容を録音していた。

ところが19日、「高速道路のサービスエリアで水が漏れた」と激高した苦情が入った。

すぐに代車を積んで現場に向かったが、現場で確認するとラジエターが破裂していた。

女性ユーザーながら「どうするつもりや？納得できる説明をせいや」と、かなり荒い言葉使いで苦情を言われた。現在も車を預かり、代車を貸し出しているが、苦情が高圧的でうんざりしている。

最初から胡散臭い客だったので作業途中の写真も保存している。このような苦情に弊社はどういった対応をすればいいか。現在はユーザー本人ではなく、『従兄弟』を名乗る男性が電話や来店してきて苦情を言ってくる。この人が現れると仕事にならず、何らかのアドバイスが欲しい。

【対応】

ラジエター水が茶色くなっていたとのことだったので、車の保守管理は行われていなかつたようだ。

ホース等を交換したことでの他の部分に影響（トラブル）が出る可能性を御社がどこまで説明したか。

前歴不明の過走行車の修理はトラブルにつながりがちなので因果関係も含め、御社がこのトラブルを見越しかどうかがポイント。ユーザーの高圧的な物言いが恫喝と捉えられれば問題にもなる。その場合は警察に通報し、対応を弁護士に委任するのも良いのではないか。

振興会としてはそこまでのアドバイスしかできない。必要なら弁護士は紹介するが委任すればお金がかかる。良く考えて対応の答えを導き出して欲しい。ちなみに、録音や写真のことは問題が拗れる原因になるので相手に言わず、裁判等になった場合の証拠程度に考え、穩便に解決されることを望むと言い、また、解決したら今後のためにも必ず連絡が欲しいと言って、電話を切った。